



- 変更事項の確認
- 必要書類の確認
- 事前準備の必要性の確認

- 目的の妥当性の確認
- 意思決定の適法性の確認

○定款例第29条により基本財産の処分においては、理事会（評議員会）の承認が必要

- 財産処分が行われたのち、速やかに定款変更認可申請を行う

- 申請内容を確認できる資料の提出
- 定款変更内容及び変更の手続きが定款・法令の規定に違反していないか等を確認

- 登記事項に変更がある場合には、変更登記が必要